

事務連絡
令和5年3月16日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者 } 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道の使用情報の提供等に関する個人情報の取扱いについて

地方公共団体の機関の個人情報の取扱いについては、地域の特性に応じ、各団体において制定した個人情報保護条例によって規定されているものと承知しておりますが、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）第51条の規定により「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日以降は、改正後の法において規定されることとなります。

このため、令和5年度以降における水道の使用情報の提供等に関する個人情報の取扱いについて、下記のとおり、留意点を周知いたしますので、都道府県水道行政担当部（局）及び水道事業者におかれましては、御留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者への情報提供をお願いいたします。

なお、本件については、個人情報保護委員会事務局と協議済みであり、また、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 51 条の規定の施行により、地方公共団体の機関についても法において全国的な共通ルールが規定されることとなり、令和 5 年 4 月 1 日以降は、地方公共団体の機関においても、法に則って個人情報を取り扱っていただく必要があります。

水道事業者（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 5 項）が保有する水道の使用情報に含まれる個人情報の取扱いについて、水道事業者が地方公共団体である場合は、その地方公共団体の機関には法の主に第 5 章の規定が適用されることとなります。

個人情報の利用又は提供については、法第 61 条第 1 項及び第 69 条第 1 項に規定するとおり、法令（条例を含む。）に定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な限度で特定された利用目的の範囲内であれば、行うことが可能です。また、利用目的以外の目的のための臨時的な利用又は提供については、法令に基づく場合や法第 69 条第 2 項各号の規定に該当する場合は行うことが可能です。ただし、法第 69 条第 2 項ただし書に規定するとおり、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用目的以外の目的で利用又は提供することはできませんので留意ください。

なお、水道事業者が地方公共団体以外の者である場合は、法の主に第 4 章の規定が適用されますので、個人情報を取り扱う際は、当該規定に基づいて、適切に対応してください。

【参考資料】

○個人情報の保護に関する法律

(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057>)

○行政機関等に係るガイドライン等（個人情報保護法第 5 章等関係）

(https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#gyosei_Guide)

- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
- ・個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- ・個人情報の保護に関する法律についての Q & A（行政機関等編）

○個人情報取扱事業者等に係るガイドライン・Q & A 等（個人情報保護法総則規定、第 4 章等関係）

(https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc_Guide)

- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）
- ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A

【参考条文】

・個人情報保護法第 61 条

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 (略)

・個人情報保護法第 69 条

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3～4 (略)